

古河市就労準備支援事業及び古河市参加支援事業に係る公募型プロポーザル

回 答 書

No.	項 目	質 問 内 容	回 答
1	就労準備支援事業 仕様書 4.支援対象者（利用 者） (2)生活困窮者	(ア) 同一世帯に属する収入の額 (イ) ツ属する者の金融資産 ・上記の収入額と資産額について の確認は、福祉事務所等で行うと の理解で良いのか？	自立相談支援機関及び市では、 就労準備支援事業の利用に際 し、収入及び資産の状況を確認 します。 一方で、今回の公募型プロポーザルは、2事業を実施するもの であり、事業の対象者や利用方 法が異なります。 そのため、両事業を一体的に実 施する場合で、直接相談を受け た事業者が、支援対象者がどち らの事業に該当する可能性があ るか判断する必要があり、必要 に応じ収入・資産の状況を確認 する必要があります。
2	就労準備支援事業 仕様書 5.実施方法等 (3)事業の開始日（開 所日）・実施日・実施 時間	ウ：事業の実施日 235 日以上 オ：実施時間 1 日 7 時間 45 分以上 家族の参加しやすさを考慮し、土 日に家族会を 4 時間開催し、別の 週の土日において 3.45 時間開催す るケースを想定している。このよ うな場合、開室時間は計 7 時間 45 分となるので、1 日分の稼働と して認められるのか？（参加支援事業 においても同様で、開室半日 + 半 日 = 1 日の開室と認められるの か？）	原則認められません。

3	就労準備支援事業 仕様書 5.実施方法等 (6) 支援方法	ア.通常、福祉事業所等以外から、支援を希望する方の問合せ、相談があった場合、支援センターにつなぎ、支援会議で方針が決定された後に支援が始まる。対象者の受け入れから支援開始まで、タイムラグがあるといえるが、その間は、就労準備の委託事業者は、支援にあたらないで良いものなのか？	<p>「支援センター」とは「自立相談支援機関」である想定での回答となります。就労準備支援事業の利用（＝支援）の開始は、市の決定後となります。</p> <p>しかしながら、自立相談支援機関がアセスメント、支援方針の検討を行う段階から、就労準備支援事業者による積極的な関与が望ましいです。</p> <p>令和7年4月1日付、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長発「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について」別添3 「就労準備支援事業の手引き」（以下、「手引き」という）P26第5章1（1）を参照してください。</p>
4	就労準備支援 仕様書 5.実施方法等 (6) 支援方法 オ.就労体験～就労体験受入先への交通手段の確保	就労体験受入先への交通手段の確保とあるが、交通費を支給（バス代、電車代）するような形をとっても良いのか？	<p>条件を満たした場合には、支給することが可能です。「手引き」第3章4（4）を参照してください。</p> <p>なお、支給方法については、事業者決定後、協議のうえ定めるものとします。</p>
5	就労準備支援事業 仕様書 6.事業の目標の標準 (2) 成果目標の基準	支援していた方が、就労継続支援A型やB型の事業所の面接を受けたり、働き始めたりするケースにおいても、就労活動の開始者・就労者として計上して良いのか？	お見込みのとおりです。